

鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針

～ 外来生物法の防除実施計画による対策のガイドライン ～

平成20年3月

鳥 取 県

(生活環境部公園自然課・農林水産部生産振興課)

目 次

1	趣旨	2
	(1) 外来生物による問題の発生と対策	2
	(2) ニートリア・アライグマの対策	3
2	現状	4
	(1) ニートリア	4
	(2) アライグマ	7
3	防除	9
	(1) 防除の定義	9
	(2) 防除の目的	9
	(3) 防除の目標	10
	(4) 防除の実施	11
	(5) 防除の推進に必要な事項	13
4	捕獲	13
	(1) 捕獲する区域及び期間	14
	(2) 捕獲方法	14
	(3) 捕獲体制	14
	(4) 捕獲個体の処分	15
	(5) モニタリング	16
5	被害発生の防止措置	16
	(1) 被害の予防措置	16
	(2) 侵入の防止措置	17
6	普及啓発	17
7	その他	18

【参考資料】

- 資料1 ニートリア・アライグマの基礎知識
- 資料2 防除に係る申請手続き
- 資料3 防除実施計画書の記載例
- 資料4 防除に係る支援措置

1 趣旨

(1) 外来生物による問題の発生と対策

地域に本来生息していない外来生物が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然生態系が乱され、人間生活にも被害を与えるという問題が発生しています。

このため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」という。)が平成16年に公布され、17年6月から施行されました。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体又は農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放すことを禁止するとともに、販売・飼育等も原則禁止し、安易な飼育や野生化に歯止めをかけています。また、本法律に基づく「特定外来生物被害防止基本方針」(平成16年閣議決定)により、特定外来生物による被害防止に関する基本構想等が示されています。

鳥取県内においては、ヌートリア及びアライグマの分布域が拡大しつつあり、農作物等に被害が発生していますが、この両種は、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。

この特定外来生物については、外来生物法(第18条)に基づき地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等を行う「防除」が実施できることになりました。

【被害発生の経緯等】

ヌートリア

ヌートリアは南米原産の草食性動物で、明治38年(1905)に初めて輸入され、戦前・戦後(1950年代)に防寒用の毛皮採取を目的として、各地で飼育されました。しかし、その需要の減少とともに、養殖されていたものの一部が野外に放逐されるなどにより野生化し、主に西日本を中心に生息域が拡大しています。

鳥取県内では、日野川上流から下流域に分布が拡大し、その後県中部にまで拡がり、河川・水路・池など水辺付近の農作物の被害が増加しました。近年は、県東部の千代川流域にも生息するようになり、水稻などに被害が発生しています。

アライグマ

アライグマは北米原産で、動物園飼育個体の逃亡や1970年代から愛玩動物として輸入・飼育された個体が放逐されるなどにより野生化して繁殖拡大を続け、全国的に生息域が広がっています。

県内では、平成12年(2000)に鳥取市河原町内でロードキルによる個体が確認されたのが初めて、その後、鳥取市福部町などで数件の目撃情報がありましたが、平成18年からロードキル個体及び捕獲が急激に増加し、平成19年度には県東部の鳥取市・岩美町・八頭町で約30頭の個体(捕獲、ロードキル、目撃)が確認されています。

農業被害の報告はまだありませんが、ブドウを食害している痕跡が確認され、民家の養魚にも被害が発生しています。

今後、梨・ブドウなどの果樹、スイカ、イチゴ、トウモロコシ、養魚、養鶏などの被害、家屋等への侵入被害、在来の野生動物の捕食・駆逐による生態系被害などが懸念されています。

ロードキル：動物が道路上で車に轢かれる現象

(2) ヌートリア・アライグマの対策

ア 現行の対策

ヌートリア・アライグマは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく狩猟及び有害捕獲により、捕獲が進められてきました。

県及び市町村では、農作物や生態系等への被害を防ぐため、捕獲用具の導入、有害捕獲に要する経費の支援、捕獲奨励金の交付などによる被害防止対策を推進しているところです。(鳥獣被害総合対策事業、アライグマ駆除奨励金)

また、県では、平成17年6月に各総合事務所農林局に「イノシシ等被害防止相談窓口」、同年9月に農林水産部生産振興課に「鳥獣被害対策総合窓口」を設置するとともに、総合窓口内に「鳥獣被害対策専門員」を配置し、ヌートリア・アライグマ対策を含む鳥獣被害防止技術に係る指導・助言等を行っています。

しかしながら現状をみると、徹底した捕獲には至っていないため、繁殖拡大する要素が県内各地に残されており、根絶を目指した捕獲体制づくりが必要とされています。

イ 今後の対策

ヌートリア・アライグマは、本来、日本には生息しない動物です。

ヌートリア・アライグマが野生化して被害を及ぼすようになったのは、安易に外来生物の輸入・販売等を行い、不十分な管理によって逃げられたり、無責任に捨てたりした人間側の責任ですが、現実に生息している以上、対策を講じる必要があります。

ます。今後、その生息数・生息域がさらに拡大することにより、農業被害や生態系被害、生活被害が増加することが懸念されるとともに、現段階で徹底した捕獲を進めなければ、捕獲・処分を必要とする個体の数がさらに増加することになります。

ヌートリア・アライグマを防除するには、まず地域ぐるみで捕獲等の体制づくりを進める必要があります。そのためには、従来の「鳥獣保護法」に基づく有害捕獲や狩猟によるだけでなく、外来生物法に基づく「防除実施計画」の策定により、狩猟者に加えて一般農家など狩猟免許を持たない者も、狩猟者と連携してその捕獲等に取り組むことができる体制を整備していくことが重要です。

これについては、地域の実情に精通し住民と密接な関係にある市町村が、「防除実施計画」を策定し、明確な目標設定の下に計画的かつ重点的な防除を進めていくことが有効です。

この「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」は、県・市町村・県民等が一体となって防除を推進するため、その必要性と取組方向を明らかにするとともに、「防除実施計画」の策定による地域ぐるみの対策を実行する際のガイドラインを示すことを目的として取りまとめたものです。

2 現状

(1) ヌートリア

ア 生息状況



ヌートリアは、県の西部（日野川流域）・中部（天神川流域）から、東部（千代川流域）にも分布域が拡がり、平成18年度には鳥取市佐治町や八頭郡八頭町などでも生息が確認されており、生息密度には差があるものの、ほぼ県内全域に分布が広がっているものとみられます。

生息密度が高いのは、県内三大河川（日野川・天神川・千代川）及びその他の中小河川の中下流域、並びに東郷池などの下流域の湖沼やため池などです。

イ 被害状況

(ア) 農業被害

ヌートリアによる農業被害は、平成2年度に日野郡内で発生し、平成5年度頃からは日野川下流域（米子市・境港市・西伯郡）でも被害が広がりました。

その後、平成11年度に県中部地域にも被害が発生し、同地域における被害は平成17年度には1千万円を超え、捕獲を進めることでようやく被害の増加を防いでいる状況にあります。

さらに県東部地域においても、平成15年度から被害がみられるようになり、旧気高郡内の中小河川、千代川下流域で被害が発生しています。

その被害額は、県全体で平成18年度が9,593千円となっており、近年は1千万円前後で推移しています。

農業被害の報告がある市町村の数は、平成18年度で10市町村、19年度（12月末）で12市町村あり、このまま推移すれば、分布が拡大しつつある県東部各地においても、さらに被害が拡散することが懸念されます。

主な被害作物は、イネ、スイカ、キャベツ、ブロッコリー等です。

ヌートリアは、河川・水路・湖沼・ため池などに生息しており、これらの水辺近くにある田畑において被害が発生しています。

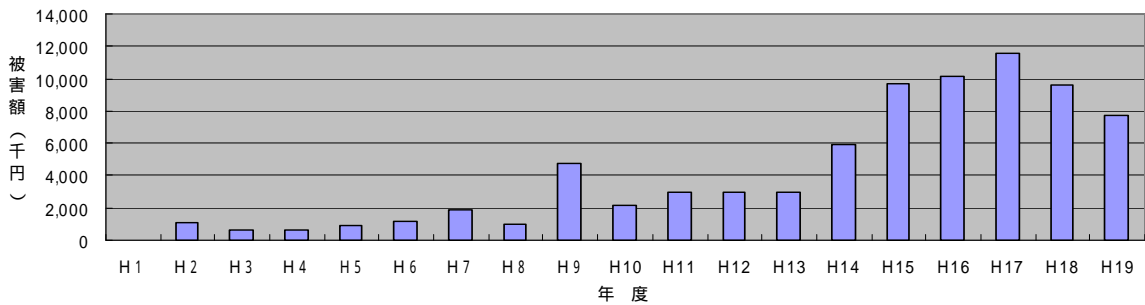


図2 ヌートリアの農作物被害金額

表1 ヌートリアの農作物被害金額

(単位: 千円)

地域区分	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	228	13	60	76
八頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	365	914	4,087	7,963	7,733	10,963	8,983	6,132
西部	0	0	0	0	908	1,197	1,874	960	4,714	2,058	2,674	2,610	2,030	1,863	1,708	1,651	583	550	1,526
日野	0	1,048	625	619	908	0	0	0	6	60	283	0	0	0	39	550	0	0	12
合計	0	1,048	625	619	908	1,197	1,874	960	4,720	2,118	2,981	2,975	2,944	5,950	9,723	10,162	11,559	9,593	7,746

注) 地域区分： 東部 鳥取市、岩美郡 八頭 八頭郡
 中部 倉吉市、東伯郡 西部 米子市、境港市、西伯郡
 日野 日野郡

(イ) 生態系被害

ヌートリアは草食性動物で、河川や池沼などに生育する植物を食べるため、これら水辺の植生に影響を与えており、これらの植物に依存する昆虫など小動物も何らかの影響を受ける可能性があります。

他県では、絶滅危惧種のベッコウトンボの生息地を破壊したり、ドブガイを捕食するなどの報告例がありますが、本県では現在のところ同様の被害等は確認されていません。

(ウ) その他の被害

平成18年度までに、ヌートリアによる生活被害の報告等はありませんが、河川・水路・池などの水辺に巣穴を掘って棲むため、堤防・土手などに穴を開けることにより被害が発生する可能性があります。

また、これまでにヌートリアによる感染事例の報告等はありませんが、げっ歯類（ネズミの仲間）は、様々な病原菌を保有する可能性もあり、本種についても注意が必要です。

ウ 捕獲状況

県内におけるヌートリアの捕獲数は、平成10年度は60頭でしたが、18年度には420頭とこれまでの最多を記録しましたが、19年度は838頭と捕獲数が大幅に増加しています。

農業被害額は、近年、1千万円前後で推移していますが、捕獲を進めることにより被害額を頭打ちにしてその急増を防いでいる状況にあり、今のうちに徹底した捕獲を進める必要があります。

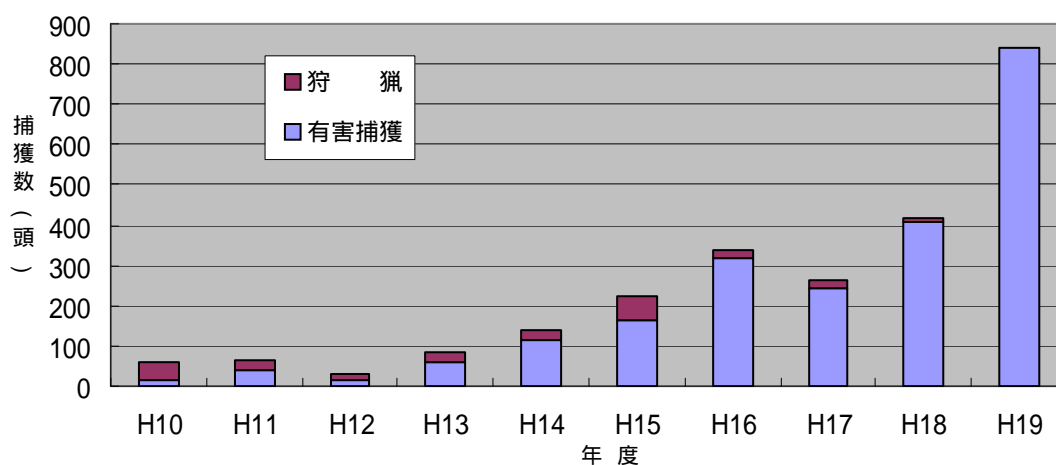


図3 ヌートリアの捕獲数の推移

表2 ノートリアの地域別捕獲数

(単位:頭)

区分	地域区分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
有害捕獲	東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	192
	八頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	中部	0	0	0	38	91	140	283	194	254	469
	西部	13	36	17	20	24	26	35	48	155	170
	日野	0	6	0	0	0	0	1	0	0	4
	計	13	42	17	58	115	166	319	242	409	838
狩 猟	東部	47	21	0	0	0	2	4	0	1	-
	八頭			0	0	0	0	0	0	0	-
	中部			4	7	20	33	7	8	4	-
	西部			8	19	3	22	6	13	5	-
	日野			3	0	0	0	1	0	1	-
	計			47	21	15	26	23	58	18	21
計	60	63	32	84	138	224	337	263	420	838	

注) 地域区分は、表1に同じ。

(2) アライグマ

ア 生息状況

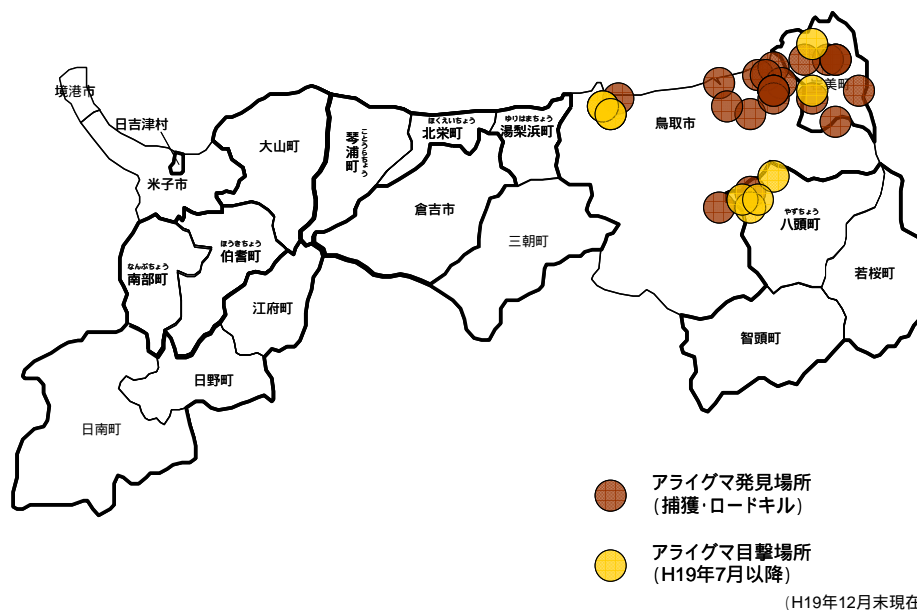


図3 アライグマ生息分布

アライグマは、県東部の鳥取市・岩美町・八頭町の3市町において、捕獲やロードキルによる個体、あるいは目撃情報が急速に増加しています。このうち、捕獲及びロードキルによる個体は、平成12年度に1頭(現在の鳥取市河原町)であったものが、平成18年度には14頭(ロードキル個体及び捕獲個体)、19年度(12月末現在)は18頭と増加傾向にあります。

イ 被害状況

(ア) 農業被害

平成19年度までに生息情報が得られている3市町において、農業被害の報告はありませんが、ブドウを食害している痕跡が確認されており、そのまま推移すれば、梨・ブドウなどの果樹、スイカ、イチゴ、トウモロコシ、養魚、養鶏などに被害が拡大する可能性が高いものと懸念されます。

(イ) 生態系被害

アライグマは雑食性動物で、果実や農作物などのほか、小型ほ乳類、鳥類のヒナや卵、両生類、は虫類、魚類、甲殻類、昆虫類など、幅広く捕食するため、在来の野生動物相に直接的な影響を与えるとともに、タヌキなどの在来種を駆逐するなどの問題が発生するおそれがあります。

県外では、北海道でニホンザリガニやエゾサンショウウオ、神奈川県でトウキョウサンショウウオ等の捕食などが報告されていますが、県内では現在のところ同様の被害等は確認されていません。

(ウ) 生活被害等

鳥取市では、民家の池のコイが補食される被害が平成17年度末に1件発生しています。

なお、アライグマは、平成12年から日本でも狂犬病予防法の防疫対象になっているほか、原産国ではアライグマ回虫の媒介なども報告されています。人や飼育動物に噛みつくななどの被害の危険性もありますが、県内ではこれまでに身体等への被害の報告事例はありません。

その他に被害報告はありませんが、廃屋を繁殖場所として利用している実態も確認されており、今後、家屋被害が増える可能性もあります。

ウ 捕獲状況

平成19年12月末までに生息情報が得られている県東部の3市町のうち、2市町で14頭の有害捕獲の報告があります。

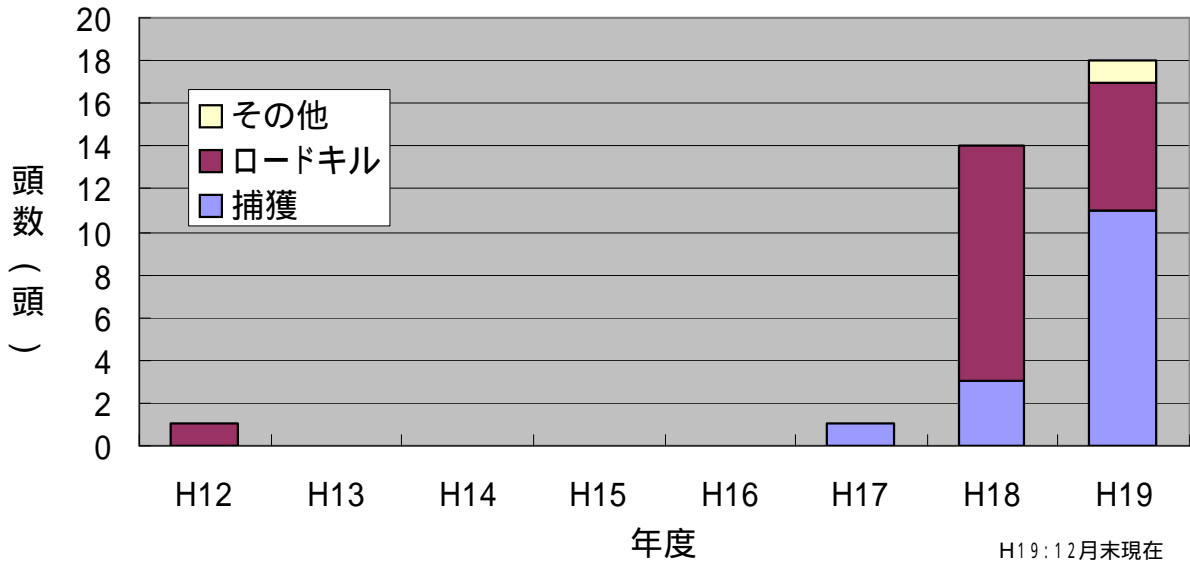


図4 アライグマの捕獲数(ロードキルを含む)の推移

表3 アライグマの地域別捕獲数

区分	地域区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
有害捕獲	東部	0	0	0	0	0	1	3	11
	計	0	0	0	0	0	1	3	11
狩猟	計	0	0	0	0	0	0	0	0
ロードキル	東部	1	0	0	0	0	0	11	6
	計	1	0	0	0	0	0	11	6
その他	東部	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	0	0	0	0	0	0	0	1
計		1	0	0	0	0	1	14	18

H19:12月末現在

3 防除

(1) 防除の定義

防除とは、捕獲、処分、被害の予防措置、侵入の防止措置をいいます。

(2) 防除の目的

ア 農林水産被害の防止

ヌートリア

水辺周辺の農地におけるイネや野菜類など、農作物への被害を防止します。

アライグマ

果樹・野菜類・穀類などの農作物、養魚、養鶏などへの被害を防止します。

イ 生態系被害の防止

ヌートリア

希少な野生植物を中心とした在来植物の食害、及びこれによる自然植生又は地域特有の生物相を有する地域の自然生態系への影響を防止します。

アライグマ

希少な野生動物をはじめとする在来動物の補食や競合（駆逐）、及びこれによる地域特有の生物相を有する地域を中心とした自然生態系への影響を防止します。

ウ 生活被害等の防止

ヌートリア

堤防や土手などに穴を開ける被害、動物由来の感染症媒介による被害を防止します。

アライグマ

人家への侵入や噛みつき等による身体への被害や、動物由来の感染症媒介による被害を防止します。

(3) 防除の目標

上記の目的を達成するため、防除の目標は、ヌートリア・アライグマとも「地域からの完全排除」とします。

なお、防除実施計画の一期間は概ね5年間とし、その目標は地域の実情に応じて次のとおり設定することとします。

ア 生息範囲が狭い地域及び生息密度が低い地域、並びに被害が未確認または軽微な地域は、定着が初期段階もしくは対策効果の発現段階と推測されることから、「地域からの完全排除」を目標とするものとします。

また、生息が確認されていないが、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがある地域においては、その監視と予防的防除とともに、侵入後における迅速な「地域からの完全排除」を目標とするものとします。

イ 個体数が増加し生息範囲が広範囲に広がっている地域、又は被害がすでにまん延している地域では、短期間での排除は困難であると考えられることから、「個体数・生息範囲の大幅な減少、被害の大幅な低減」を当面の目標とするものとします。

なお、この場合においても、個体数が減少あるいは生息範囲が縮小した地区から、完全排除を目標とした徹底捕獲を進めることとします。

(4) 防除の実施

ア 計画的な防除

ヌートリア・アライグマが生息し、又は既に定着し被害を及ぼしている市町村は、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、計画的な防除を実施するものとします。

また、現時点ではその生息が確認されていないものの、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがある市町村においても、「防除実施計画」を策定することにより、迅速な防除の体制づくりを進めるものとします。

なお「防除実施計画」は、この指針に沿って防除の区域、期間、目標、方法等を定め、環境大臣及び農林水産大臣の確認を受けることとします。

イ 緊急的な防除（アの「防除実施計画」を策定していない場合）

生息が確認されていない市町村は、近隣地域の生息状況等を勘案し、目撃情報の収集など監視に努め、侵入時には早期に対処するための体制づくりを進めるものとします。

侵入が確認された場合、市町村はすみやかに外来生物法（特定外来生物被害防止基本方針）に基づく緊急的な防除について環境大臣及び農林水産大臣の確認を受け、緊急的な防除を実施するものとします。

ウ 防除の役割分担

原則として次の役割分担により、県・市町村・県民等が相互に連携しながら、地域ぐるみの防除を進めることとします。

(ア) 県の役割

- ・防除の必要性及びその推進に係る全県的な普及啓発
- ・防除に係る指針の策定、及び防除実施計画の策定に係る市町村への支援
- ・防除技術の全県的な普及（マニュアルの作成、セミナーの開催等）
- ・防除に係る調査研究
- ・全県的な生息情報及び被害情報の収集・提供
- ・広域的な被害対策連絡会議（協議会）の開催
- ・国、近隣県、関係機関等との連携、連絡調整等

(イ) 市町村の役割

- ・ 防除実施計画の策定
- ・ 防除体制の整備
- ・ 防除の実施
- ・ 目撃情報等の収集・提供
- ・ 住民への普及啓発及び防除の支援等

(ウ) 住民等の役割

- ・ ヌートリア・アライグマの防除への理解と実践
- ・ 捕獲への従事（防除実施計画に登録された捕獲従事者）
- ・ 捕獲等への協力（生息している土地の所有者・施設管理者等）
- ・ 目撃情報、被害状況等の市町村への情報提供
- ・ 被害発生防止のための自衛策の実施等

エ 防除実施計画の区域

防除区域としては、現にヌートリア・アライグマの生息が確認されている地域、及び今後分布が広がるおそれがある地域を設定するのが基本ですが、現時点で必ずしも生息が特定できない地域を含めて、生息確認時における機動的な対応を確保するため、原則として市町村全域を防除対象区域として設定することとします。

オ 防除実施計画の期間

防除実施計画の期間は、計画策定日以降のできる限り早い日を計画の始期とし、計画の終期は、「ミュオカストル・コィプス（ヌートリア）の防除に関する件（平成17年6月農林水産省、環境省告示）」、「プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成17年6月農林水産省、環境省告示）」で定める防除期間の終期である平成23年3月31日とすることとします。

なお、計画の終期を迎えるときは、計画の達成程度に関する評価を行い、その計画の継続の必要性を検討し、必要な改訂を行うものとします。

カ 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、鳥獣保護法などの関係法令を遵守することとします。

(5) 防除の推進に必要な事項

防除の推進に当たっては、県と市町村が連携しながら、次の取り組みを行うもの
とします。

ア 県民等への普及啓発

県及び市町村は、多くの県民が、外来生物が及ぼす地域の生態系・生活環境・
農林水産業への被害などに関する正しい知識を持ち、県民の参画と協働によって
防除が効果的に実施されるよう、広報誌・インターネット等の情報提供による広
報活動を行うものとしします。

イ 防除技術の普及と調査研究

県は、対策マニュアルの作成やセミナーの開催等により、効果的な防除技術の
全県的な普及を図るとともに、より効果的な防除技術に係る調査研究を進めるこ
ととしします。

市町村は、地区ごとの防除体制づくりを進める中で、講習会の開催等により捕
獲従事者の育成を図るものとしします。

なお県は、これら市町村が行う防除技術の普及活動を支援することとしします。

ウ 情報の収集・提供

市町村は、地域住民・捕獲従事者・狩猟者・道路管理者等から、目撃・被害・捕
獲に係る情報を幅広く収集し、その結果を以後の防除に反映させるものとしします。

また、隣接市町村を含む広域的な対策に資するため、県総合事務所に情報提供
し、県はこれを取りまとめて市町村等に全県的な情報を提供するものとしします。

エ 市町村の広域的な連携

隣接市町村が、広域的に連携しながら効果的な防除を実施するため、必要に応
じ県総合事務所において市町村間の協議・調整を行うものとしします。

オ 防除の推進体制

県は、外来種検討連絡会、外来種検討委員会、鳥獣被害対策連絡会議及び総合
事務所管内単位の鳥獣被害対策会議（協議会）において、県内における防除の推
進に係る連携・調整、及び防除活動の評価・検討を行うものとしします。また、県
境付近を中心とする防除について、隣接県との連携を図るものとしします。

市町村は、学識経験者・関係行政機関・農林水産関係団体・狩猟者団体・自然
環境保全団体（専門家）などの代表者等からなる防除実施協議会（被害対策協議
会）を設置するなどして、地域における防除の推進に係る連携・調整、及び防除
活動の評価・検討を行うものとしします。

4 捕獲

捕獲は、ヌートリア・アライグマの「地域からの完全排除」を目標として、捕獲体制を整備して行うものとします。

(1) 捕獲する区域及び期間

- ・防除実施計画に基づく捕獲は、ヌートリア・アライグマが生息する可能性がある地域において、年間を通じて実施するものとします。
- ・市町村は、生息状況及び被害状況に係る情報収集等を行い、必要に応じて監視体制を強化する地域(重点捕獲地域)を設定し、重点的な捕獲を行うものとします。
- ・効果的に個体数を減少させるため、必要に応じて繁殖期前などに重点捕獲期間を設定して行うものとします。

(2) 捕獲方法

ヌートリア・アライグマの生息環境、捕獲効率、錯誤捕獲・捕獲事故の防止、捕獲体制等を勘案し、原則として「箱わな」により捕獲することとします。

なお、捕獲に使用する「箱わな」には、外来生物法に基づく防除である旨を記載した市町村発行の標識(金属性又はプラスチック製等)に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し、1基ごとに装着するものとします。

また、同様に捕獲効率及び錯誤捕獲・捕獲事故の防止等の点から効果がある捕獲用具(アライグマ エッグトラップ等)についても、「箱わな」による捕獲の補完手段として必要に応じ導入を検討するものとします。この場合においても、「箱わな」と同様に必要事項を記載した標識を1基ごとに装着するものとします。

(3) 捕獲体制

ア 地区ごとの捕獲体制づくり

市町村は、計画的で効果的な捕獲を実施するため、地区ごとに地域の実情に精通した狩猟免許保持者を構成員として含む捕獲体制を整備するものとします。

(ア) 地区ごとの捕獲従事者の構成

ヌートリア・アライグマの捕獲に従事する者(以下「捕獲従事者」という。)は、原則として次の者となります。

鳥獣保護法による狩猟免許(わな免許)を有する者

狩猟免許を有しない被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者(県、市町村、県猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者)

(イ) 捕獲従事者台帳の整備等

市町村は、捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、捕獲従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した台帳を整備するものとしします。

イ 捕獲に係る留意事項

捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に留意するものとしします。

(ア) 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断すること。
- ・ 箱わなに使用する餌は、ヌートリア・アライグマを可能な限り選択的に捕獲し得る餌を選定すること。
- ・ 箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うこと。

(イ) 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市町村が発行する捕獲従事者証を携帯すること。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことがないか等を確認し、周辺への安全確保を徹底すること。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じること。
- ・ 寄生虫や感染症等の病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したヌートリア・アライグマの取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後は十分な手洗いなどを行うこと。また、万一噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じること。
- ・ 使用後の箱わなは、洗浄、バーナーによる消毒等を行い、感染症等を予防すること。

(4) 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したヌートリア・アライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、焼却、埋却等適切に処理することとしします。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受けたい旨の申し出があった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可（環境省）を得ている者に譲り渡すことができます。

ウ 殺処分後の個体処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処分することとします。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として市町村のゴミ処理場等で処分することとし、やむを得ず埋却する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう注意するものとします。

(5) モニタリング

市町村は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めるものとします。

ア 市町村は、新たに生息が確認された場合、個体数・分布が拡大する前の早期捕獲が重要であることから、早期発見・早期対処のための監視等に努めることとします。

このため市町村は、地域住民や捕獲従事者、狩猟者、道路管理者等から収集したヌートリア・アライグマの目撃・被害・捕獲に係る情報を記録し、迅速な対策の推進に資するとともに、県に情報提供を行うものとします。

イ 県は市町村からの情報をとりまとめ、全県的な生息状況・被害状況を把握し、今後の対策に反映させるとともに、市町村・県民等へ情報提供を行います。

5 被害発生の防止措置

県民等は、自治会や農業団体等を中心に地域ぐるみで、ヌートリア・アライグマの生態的特性を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど、地域住民等の積極的な参画と協働により、被害の事前回避・軽減を図るものとします。

なお、県及び市町村は、この防止措置について、必要に応じ技術面等での支援を行うものとします。

(1) 被害の予防措置（誘引条件の排除）

県民は、ヌートリア・アライグマを誘引しないように、次のことに注意するものとします。

ヌートリア

- ・特に水辺に近い農地で、農作物の未収穫物、野菜残さ、生ゴミ等を放置しないこと。
- ・生息する水辺の草地の刈り払いを行うこと。

アライグマ

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しないこと。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しないこと。
- ・残飯を屋外に放置しないこと。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかけること。

(2) 侵入の防止措置

また、ヌートリア・アライグマの農地等への侵入を防止するため、次のような措置を講じるものとします。

ヌートリア

- ・農地（水辺周辺）への侵入を防ぐため、水辺と農地の間にトタン・ワイヤーメッシュ（目の細かいもの）又はこれと電気柵を上下に組み合わせた複合柵などの侵入防止柵を設置すること。
- ・ヌートリアが生息する水辺の農地では、本種が好まないネギ・ニラ・ピーマン等の低嗜好性作物の栽培も検討すること。

アライグマ

- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐこと。
人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたくなどにより追い出した後、侵入箇所をふさぐこと。
- ・農地等への侵入を防ぐため、ワイヤーメッシュ柵などの物理柵と電気柵を組み合わせた複合柵である「とっとり式獣類侵入防止柵“シシ垣くん（猪・熊タイプ）”」など効果的な柵を設置すること。

シシ垣くん（猪・熊タイプ）: ワイヤーメッシュ柵など防護柵の上部に、塩ビ管など着脱自在な絶縁性の支柱を取り付け、この支柱にダブルクリップなど簡易に接続可能な導電性の碍子を用いて電気線を配線した柵（参考資料のP25を参照）

6 普及啓発

県は、ヌートリア・アライグマ防除の必要性及びその推進に係る全県的な普及啓発を行うこととします。

市町村は、防除の目的・目標や方法などの内容を地域住民等に知らせるため、広報紙やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるものとします。

また、地域住民等から目撃等の情報提供を広く求めるとともに、防除の実施状況やモニタリングの結果を情報提供し、さらに効果的な防除計画の推進に資するものとします。

7 その他

流域単位など複数の市町村を区域とする防除実施計画を策定する場合においても、この指針に沿って計画するものとします。

【参 考 資 料】

資料1	ヌートリア・アライグマの基礎知識	1
資料2	防除に係る申請手続き	4
資料3	防除実施計画書の記載例	8
資料4	防除に係る支援措置	24

資料1 ノートリア・アライグマの基礎知識



ノートリア

1 ノートリア

- 原産地** 南アメリカから毛皮用として移入
- 形態** ドブネズミに似る。前歯が赤く、後脚に水かきがある。
(体重) 6～9 kg (頭胴長) 50～70 cm (尾長) 35～50 cm
- 食べ物** 草食性で水辺の植物を食べる。ドブガイを捕食するなどの報告もある。
- すみか** 河川・水路・池沼・ため池などの周辺に巣穴を作って繁殖。
- 生態** 基本的には夜行性であるが、昼間でも活動が観察される。
陸上での動きは緩慢だが、泳ぎは得意で水棲生活に適応。
- 繁殖** 決まった繁殖期はなく、年間3～4回繁殖。1回に平均6～7頭を出産。
- 痕跡** カモに似た水かきと爪のある足跡を残す。
水路からの上り口に、草が倒れ、泥が付着した通り道ができる。
5 cm程度のラッカセイに似た糞を水中や水際にする。

被害

- 農業被害** 水辺近くで栽培されているイネや根菜類などを食害
- 生態系被害** 水辺の植生に被害。水辺の植物に依存する昆虫等に影響。二枚貝などに被害。
- その他** 堤防・土手などに穴を開けるなどの被害。

捕獲

- 箱わなの設置場所** ノートリアが水路から上がる場所、巣穴周辺に設置する。
- 餌** ニンジン・サツマイモ・ブロッコリー・スイカ・リンゴなど



ノートリアの前歯（オレンジ色をしている）



ノートリアの後脚（水かきがある）



ノートリアによる被害



わなの設置場所（水辺の上り口に仕掛ける）

2 アライグマ



- 原産地** 北アメリカからペットとして移入
- 形態** タヌキによく似るが、尾の縞模様や眉間の縞、5本指の足跡などで見分けられる。
(体重) 6 ~ 10 kg (頭胴長) 40 ~ 60 cm (尾長) 20 ~ 40 cm
- 食べ物** 雑食性で、小型ほ乳類、小鳥のヒナ・卵、魚、両生類、昆虫、果実など。
- すみか** 他の動物が掘った穴、木の洞などのほか、住宅の屋根裏、物置などに侵入し繁殖。
- 生態** 夜行性で、森林や湿地帯から市街地まで多様な環境に生息。
一般的には水に近い場所を好む。
- 繁殖** 通常は4 ~ 6月頃に1回繁殖。1回に平均3 ~ 4頭を出産。
- 痕跡** 足の裏と5本の指と爪跡が明瞭に残る。
糞はイヌに似る。糞には、植物の葉や種子、動物の骨や殻が含まれやすい。

被害

農業被害 ナシ、ブドウ、トウモロコシ、スイカ、メロン、イチゴ、養魚、養鶏等に被害。

生態系被害 雑食性で幅広い食性があり、野生の動植物を食べる。在来種を駆逐。

生活被害 家屋に被害。騒音・糞尿被害。歯が鋭く、人や飼育動物への噛みつき。

感染症媒介のおそれ(アライグマ回虫・狂犬病など)

捕獲

箱わなの設置場所 アライグマの通り道、家屋への侵入口の近くに設置する。

餌 キャラメル味のコーン菓子やピーナッツバターを塗ったクラッカーなど、甘くて油の匂いの強いもの

(錯誤捕獲を避けるため、ドッグフードやソーセージなどは使わない。)



アライグマの前脚

(手の平と長い指があり、器用に餌を取ることができる)



アライグマの後脚



アライグマの尻尾

(縞模様が特徴)



アライグマの牙

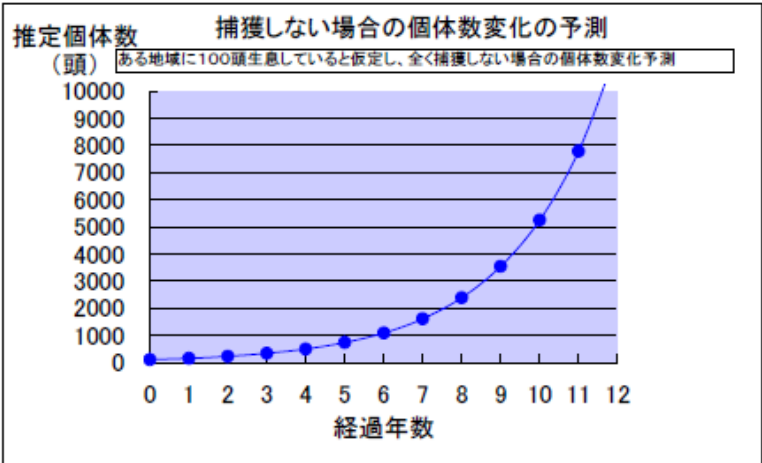


箱わなの設置場所(家屋の侵入口や通り道)

ヌートリア・アライグマの捕獲が十分に行われなかった場合、個体数は急増を続けます。残った個体が繁殖源となることから、「地域からの完全排除」を目指した徹底捕獲が必要です。

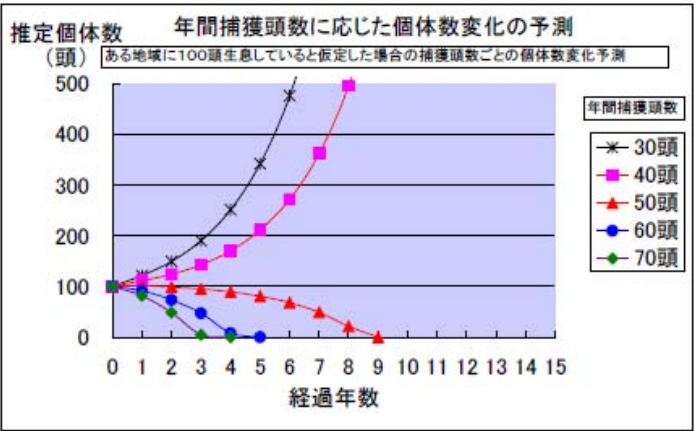
【アライグマの生息頭数変化の予測】 ある地域の生息頭数を100頭と仮定した場合

アライグマを全く捕獲しない場合の個体数変化の予測
 初年度100頭が10年後には5千頭余り、12年後には1万頭を超える。



アライグマを毎年一定量捕獲した場合の個体数変化の予測

- ・初年度100頭のアライグマを毎年一定量捕獲した場合、30～40頭の場合は増加の一途をたどり、50頭捕獲で9年後、60頭捕獲で5年後、70頭捕獲で4年後に0頭になる。
- ・従って、早期に発見し、早期に対策を取る方が、捕獲総頭数、投資経費、農業被害、生態系被害が抑制される。



(資料) 兵庫県アライグマ防除指針より抜粋

資料2 防除に係る申請手続き

1 「計画的な防除」の確認申請（「防除実施計画」を策定）

(1) 申請書

外来生物法第18条第1項の規定に基づく申請書を、環境省中国四国地方環境事務所に2部提出する。

(2) 申請書様式

「特定外来生物の防除の確認又は認定申請書」（環境省ホームページからダウンロード可能）に必要な事項を記入し、これに防除実施計画書を添付する。

申請内容は、表1のとおりとする。

表1 「計画的な防除」の申請内容

申請事項	内 容	摘 要
特定外来生物の種類	ヌートリア（ミュオカ ストル・コイプス） アライグマ（プロキ オン・ロトル）	・ 和名を記載し、括弧書きで学名を付記する。
防除を行う区域	市町村全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に被害が確認されている地域又は被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。（特定外来生物被害防止基本方針） ・ 「計画的な防除」は、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合に行うもので、機動的に対応するため、原則として市町村全域を区域とする。
防除を行う期間	平成23年3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5年間程度とする。 ・ 原則として「ヌートリアの防除に関する件」、「アライグマの防除に関する件」（平成17年6月農林水産省、環境省告示）の防除期間の終期である平成23年3月31日までとし、計画が終期を迎える時に、計画の達成に関する評価を行い、必要な改訂等を行う。 ・ 期間内でも、必要に応じて改訂等を行う。
目 標	地域からの完全排除、又は個体数・生息範囲の大幅な減少、被害の大幅な低減	・ 指針の「3 防除」を参照
防除の方法	捕獲、処分、被害発生の防止措置等を記載	・ 指針の「3 防除」「4 捕獲」、「5 被害発生の防止措置」を参照
合意形成の経緯	協議会・説明会等の開催状況などを記載	
普及啓発	普及啓発の推進に係る方針などを記載	・ 指針の「6 普及啓発」を参照

2 「緊急的な防除」の確認申請（「防除実施計画」の策定なし）

ア 申請書

外来生物法第18条第1項の規定に基づく申請書を、環境省中国四国地方環境事務所に提出する。

イ 申請書様式

「特定外来生物の防除の確認又は認定申請書（環境省ホームページからダウンロード可能）」に必要事項を記入する。なお、防除実施計画書は添付する必要はない。

申請内容は、表2のとおりとする。

表2 「緊急的な防除」の申請内容

申請事項	内 容	摘 要
特定外来生物の種類	ヌートリア（ミュオカ ストル・コイプス） アライグマ（プロキ オン・ロトル）	・ 和名を記載し、括弧書きで学名を付記する。
防除を行う区域	市町村全域	・ 「緊急的な防除」は、分布が拡大する前に早期に行う必要があることから、想定外の分布拡大にも機動的に対応するため、原則として市町村全域を区域とする。
防除を行う期間	必要な期間	・ 捕獲に必要な期間とする。 ・ 冬期は、他の季節よりヌートリア・アライグマの活動が鈍くなるため、長めの期間設定が必要となる。 ・ 防除期間が申請時よりも長期間になる場合は、必要に応じ期間の延長（申請内容変更）を行う。
目 標	地域からの完全排除	・ 指針の「3 防除」を参照
防除の方法	捕獲、処分、被害発生 の防止措置等を記載	・ 指針の「3 防除」「4 捕獲」「5 被害発生 の防止措置」を参照

(様式 10)

記入例

特定外来生物の防除の確認申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る(確認/認定)を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)(第18条第1項/第18条第2項)の規定により、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

中国四国農政局長 殿

中国四国地方環境事務所長 殿

鳥取県 市町村

市町村長

印

電話番号：0000-00-0000

1. 申請の種類	確認(法第18条第1項) / 認定(第18条第2項) 新規 / 申請内容変更			
2. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類	ミュオカストル・コイプス(ヌートリア) プロキユオン・ロトル(アライグマ)		
	2) 区域	市町村全域		
	3) 期間	確認の日 ~ 平成23年3月31日		
	4) 目標	(生息範囲が狭く被害が未確認、又は軽微な地域) 地域からの完全排除を目標とする。 (生息範囲が広範囲で被害が甚大な地域) 被害の低減、個体数の減少を目標とする。		
	5) 防除の方法	計画的な防除として「箱わな」により捕獲し適切に処分することとする。 (詳細は別添「防除実施計画書」のとおり) (捕獲等をした特定外来生物の取扱い： 飼養等 / 殺処分)		
3. 添付図面等	区域図、 防除実施計画書、 定款又は寄付行為 申請者の略歴を示した書類、 過去3年間の活動実績を記載した書類			
4. 備考				
担当者連絡先 (本申請に係る 担当者情報を 記載)	氏名		所属・役職	市町村 部局 課 係
	住所	鳥取県 市町村		
	電話番号	0000-00-0000	電子メールアドレス	@ .jp

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載する。
なお、欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れる。

1. 申請の種類

申請者が、地方公共団体の場合は「確認」を選択し、地方公共団体以外の場合は、「認定」を選択する。

また、「新規」又は「申請内容変更」のいずれかを選択する。

2. 防除の内容の概要

防除実施計画書に基づき、その概要について以下の事項について記載する。

1) 特定外来生物の種類：防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載する。

複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載する。

2) 区域：防除を行う区域について、具体的に記載する。

3) 期間：防除を行う期間について記載する。

4) 目標：防除の目標について記載する。

5) 防除の方法：防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いについて飼養等又は殺処分のいずれかを選択する。

3. 添付図面等

「区域図」については、適正な縮尺のものとする。

「定款又は寄付行為」及び「過去3年間の活動実績を記載した書類」は、地方公共団体以外の者が防除の「認定」に係る申請を行う場合のみ添付する。個人が防除の「認定」の申請を行う場合は「定款及び寄付行為」の添付は不要とする。

4. 備考

他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入する。

資料3 防除実施計画書の記載例

記載例

市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画書

平成 年 月

目 次

1	計画策定の背景と目的
2	特定外来生物の種類
3	防除を行う区域
4	防除を行う期間
5	現状
	（1）生息状況
	（2）被害状況
	（3）捕獲状況
6	防除の目標
7	防除の方法
	（1）捕獲及び処分
	（2）捕獲の記録及び情報提供
	（3）モニタリング
	（4）被害発生の防止措置
8	合意形成の経緯
	（1）防除実施協議会の開催
	（2）防除実施に係る地域説明会・講習会の開催
	（3）土地所有者・施設管理者との調整
9	普及啓発
	様式類

1 計画策定の背景と目的

(1) ニートリア

ニートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、戦前・戦後（～1950年頃）に防寒用の毛皮採取を目的として日本に輸入され飼育が行なわれました。しかし、毛皮需要の減少とともに、その一部が野外に放逐されるなどにより野生化して、主に西日本を中心に生息域が拡大し、農作物や生態系に被害を及ぼしています。

ニートリアは、17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、飼育等も原則禁止され、野生化にも歯止めがかけられています。

本市町村では、平成 年頃から生息が確認されていましたが、個体数・生息範囲が拡大し、特に水稻など農作物への被害が増加しています。

ニートリアは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」と表記します。）に基づく捕獲が行われてきましたが、農業者等市町村民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

(2) アライグマ

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりまし。こうして野生化したアライグマは、全国的に深刻な農業被害や生態系被害・生活環境被害が発生しつつあります。

アライグマは、17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、販売・飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられています。

本市町村では、平成 年頃から生息が確認されていましたが、その後、生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると推測されます。（本市町村では、まだ生息が確認されていませんが、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがあります。）

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害、在来の生態系への被害、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症の媒介も危惧されています。

アライグマは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」と表記します。)に基づく捕獲が行われてきましたが、農業者等市町村民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

「平成 年頃」には、確認がなされた年を記入します。

2 特定外来生物の種類

- (1) ニートリア (学名: ミュオカストル・コイプス)
- (2) アライグマ (学名: プロキュオン・ロトル)

3 防除を行う区域

市町村全域

区域図(資料1)をつけます。

4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から平成23年3月31日まで

防除の告示の期間に合わせたものです。

5 現状

(1) 生息状況

ア ニートリア

イ アライグマ

(2) 被害状況

ア ニートリア

イ アライグマ

(3) 捕獲状況

ア ニートリア

イ アライグマ

- ・市町村が把握している情報から生息状況等を記載します。(県の指針を参照)
- ・必要に応じ、(1)から(3)の状況を示した図・表を付けます。

6 防除の目標

(1) ヌートリア

ア 生息範囲が狭く被害が未確認、又は軽微な市町村(地域)

本市町村においては、ヌートリアの生息が拡大しつつあると考えられるため、地域からの完全排除を目標とします。

イ 生息範囲が広範囲で被害が甚大な市町村(地域)

本市町村においては、生息頭数や生息範囲が拡大しており、短期間での排除は困難であると考えられることから、「個体数・生息範囲の大幅な減少、被害の大幅な低減」を当面の目標とします。

なお、生息頭数が減少あるいは生息範囲が縮小した地区から、完全排除を目標として徹底捕獲を進めます。

ヌートリアの目標については、市町村の状況に合わせて、目標を設定してください。

(2) アライグマ

本市町村においては、アライグマの個体数・生息域が拡大しつつあると考えられるため、地域からの完全排除を目標とします。(本市町村においては、アライグマの生息が確認されていないが、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがあるため、その監視と予防的防除とともに、侵入後における迅速な地域からの完全排除を目標とします。)

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

ア 捕獲する区域及び期間

捕獲は、生息する可能性のある地域において、年間を通じて実施します。

捕獲を行う際には、地域ごとに可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域(重点捕獲地域)を設定して行うこととします。

なお、効果的に個体数を減少させるため、必要に応じて繁殖期前などに重点捕獲期間を設定して行うこととします。

イ 捕獲方法

ヌートリア・アライグマの生息環境、錯誤捕獲・捕獲事故の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として「箱わな」による捕獲とします。

なお、捕獲に使用する「箱わな」には、外来生物法に基づく防除である旨を記載した市町村発行の標識(金属製又はプラスチック製)に、捕獲従事者の住所、

氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し、1基ごとに装着することとします。「箱わな」及び市町村発行の「標識」の仕様等は、別添（資料2）のとおりです。

（また、「箱わな」による捕獲の補完手段として、捕獲効率及び錯誤捕獲・捕獲事故の防止等の点から「アライグマ エッグトラップ」を必要に応じて使用します。この場合においても、「箱わな」と同様に必要事項を記載した標識を1基ごとに装着することとします。）

- ・使用する「箱わな」の標準的な規格、及びこれに装着する標識の様式が解る図（資料2）を付けます。（「アライグマ エッグトラップ」も同様）
- ・標識は、見やすいものになるよう、文字のサイズを大きくします。
（参考）例えば、一文字のサイズが縦横1cm（mm）以上とします。

ウ 捕獲体制

（ア）地区ごとの捕獲体制づくり

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地区ごとに地域の実情に精通した狩猟免許保持者を構成員として含む捕獲体制を整備します。

地区ごとの捕獲従事者の構成

ヌートリア・アライグマの捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護法による狩猟免許（わな免許）を有する者とします。

ただし、狩猟免許を有しない被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、市町村、鳥取県猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとします。

- ・適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者とは、これに係る市町村や県などが実施する講習会等を受講した者のことです。
- ・この講習等を受講した被害農家等が捕獲に従事する場合、その者は、施設賠償責任保険に加入することなどについて必要に応じ記載します（ただし、市町村等が損害賠償の責任を負う場合は不要）。

（イ）捕獲従事者台帳の整備等

本市町村から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」（様式1）を整備します。

台帳は、種ごとに整備してください。

エ 捕獲に係る留意事項

本市町村及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

(ア) 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断するものとします。
- ・ 箱わなに使用する餌は、ヌートリア・アライグマを可能な限り選択的に捕獲し得る餌を選定するものとします。
- ・ 捕獲に当たっては、防除対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がないよう配慮するものとします。
- ・ 箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

(イ) 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市町村が発行する「捕獲従事者証」(様式2)を携帯するものとします。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどが無いかなど周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・ 寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したヌートリア・アライグマの取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行うようにします。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・ 使用後の箱わなは、洗浄、パーナーによる消毒等を行い、感染症等を防止します。

(ウ) その他

- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとします。
- ・ 鳥獣保護法第12条第1項又は第2号で禁止又は制限された捕獲は行わな

いこととします。

オ 捕獲個体の処分

(ア) 処分方法

捕獲したヌートリア・アライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分し、焼却、埋設等適切に処理します。

(参考)

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

(イ) 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができることとします。

(ウ) 殺処分後の個体処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処分します。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として市町村のゴミ処理場等で処分することとし、やむを得ず埋設する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

(2) 捕獲の記録及び情報提供

捕獲従事者は、「捕獲記録票」(様式3)を作成し、本市町村 課に提出するものとします。

なお同課は、隣接市町村を含む広域的な対策に資するため、本票もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県総合事務所(局 課)に情報提供します。

- ・捕獲記録票は種ごとに作成します。
- ・「 課」には、計画作成担当課を記入します。

(3) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させることとします。

新たに生息が確認された場合、個体数・分布が拡大する前の早期捕獲が重要であることから、早期発見・早期対処のための監視等に努めます。

このため、地域住民・捕獲従事者・狩猟者・道路管理者等から収集したヌートリア・アライグマの目撃・被害・捕獲に係る情報を「目撃情報等とりまとめ表」(様式4)に記録します。

なお、隣接市町村を含む広域の情報共有を図るため、本表もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県総合事務所に情報提供します。

・目撃情報等とりまとめ表は種ごとに作成します。

(4) 被害発生防止措置

自治会や農業団体等地域ぐるみで、ヌートリア・アライグマの生態的特性を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど、地域住民等の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

ア 被害の予防措置(誘引条件の排除)

市町村民等は、ヌートリア・アライグマを誘引しないように、次のことに留意します。

ヌートリア

- ・特に水辺に近い農地で、農作物の未収穫物、残さ、生ゴミ等を放置しない。
- ・生息する水辺の草地の刈り払いを行う。

アライグマ

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

イ 侵入の防止措置

ヌートリア

- ・農地(水辺周辺)への侵入を防ぐため、水辺と農地の間にトタン・ワイヤーメッシュ(目の細かいもの)又はこれと電気柵を上下に組み合わせた複合柵などの侵入防止柵を設置する。
- ・ヌートリアが生息する水辺の農地では、本種が好まないネギ・ニラ・ピーマ

ン等の低嗜好性作物の栽培も検討する。

アライグマ

- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐ。

人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたくなどにより追い出した後、侵入箇所をふさぐようにする。

- ・農地等への侵入を防ぐため、ワイヤーメッシュ柵などの物理柵と電気柵を組み合わせた複合柵である「とっとり式獣類侵入防止柵“シシ垣くん(猪・熊タイプ)”」など効果的な柵を設置する。

シシ垣くん(猪・熊タイプ): ワイヤーメッシュ柵など防護柵の上部に、塩ビ管など着脱自在な絶縁性の支柱を取り付け、この支柱にダブルクリップなど簡易に接続可能な導電性の碍子を用いて電気線を配線した柵

8 合意形成の経緯

(1) 防除実施協議会の開催

市町村は、有識者、農業関係団体、自然環境保全団体(専門家)、狩猟団体、市町村の代表者等で構成される「市町村ヌートリア(アライグマ)防除実施協議会」(市町村鳥獣被害対策協議会)を設置し、防除の目的、方法等の確認、役割分担に係る調整等を行っています。協議会の構成、規約、開催状況等の関連資料は別添(資料3)のとおりです。

(2) 防除実施に係る地域説明会・講習会の開催

防除実施に係る地域説明会・講習会の開催状況は別添(資料4)のとおりです。

(3) 土地所有者・施設管理者との調整

防除を行う区域の土地所有者、施設(河川、水路等土地改良施設、緑地等)の管理者に対しては、防除実施内容に係る周知を図ります。

なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得られるようにします。

9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報誌やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

また、地域住民等から目撃等の情報提供を広く求めるとともに、防除の実施状況やモニタリングの結果を地域住民等に情報提供し、さらに効果的な防除計画の推進に資するものとします。

なお、捕獲従事者以外の者(鳥獣捕獲許可を受けて捕獲を行う者、及び狩猟により捕獲を行う者を除く。)がヌートリア・アライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知

を図るものとします。

- 資料1 市町村 ノートリア・アライグマ防除実施計画区域図
市町村区域図に、地域区分を掲載する。(7の(1)のウの(ア)に関連)
- 資料2 使用する「箱わな」、「アライグマ エッグトラップ」及びこれに装着する標識
- 資料3 市町村 ノートリア・アライグマ防除実施協議会の規約等
- 資料4 防除実施に係る地域説明会・講習会の開催状況
防除地区・開催場所・開催日・参加者数などを表にする。

(参考) 普及啓発のポイント ~ アライグマの場合 ~

1 アライグマ問題の発生

アライグマは、愛玩動物として日本に大量に輸入され販売されました。

しかし、犬のように古代から長い年月をかけて人間が飼い馴らしてきた愛玩動物と異なり、家庭で飼育することが困難なため、飼い主が捨てたり、逃げ出したりしたことにより野生化したものです。

今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な対応による結果とも言えます。

しかし、アライグマを捕獲するのはかわいそうというだけで問題は解決しません。

現状はアライグマによって農業被害や生活被害などに悩む地域住民があり、捕食されてしまう多くの在来種や駆逐されてしまうタヌキなどがいます。

人間に責任があるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、みんなで解決へ向け努力する必要があります。

2 アライグマ問題に対する私たちの責務

既に野生化しているアライグマは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づき積極的に防除を進めていく必要があります。

できる限り早期に排除することが、処分されるアライグマの数が少なく済み、費用・労力もが軽減できます。

外来生物被害予防 3 原則の「入れない・捨てない・拡げない」を守り、多様な在来種が棲む地域本来の自然環境を守り育てていくことが大切です。

ペットにする目的で、アライグマ(特定外来生物)を飼育することは、外来生物法で禁止されています。

飼育だけでなく、運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなども原則禁止です。

(外来生物法の罰則)

個人の場合 : 最高で、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金

法人の場合 : 最高で、1億円以下の罰金

様式 1

市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳

猟友会員、農業者、地域住民、
その他()を記載します。

番号	捕獲を行うエリア	従事者氏名	従事者住所	区分	狩猟免許及び狩猟者登録		
					番号	交付年月日	交付機関名
1	市町村 地区		市町村 1番地	猟友会員	- 第 号	H . .	鳥取県
					- 第 号	H . .	"
			市町村 2番地	農業者	講習	H . .	市町村
			市町村 3番地	"	講習	H . .	市町村
			<div data-bbox="896 790 1238 922" data-label="Text"> <p>上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号を記入します。</p> </div>		<div data-bbox="1413 790 1805 959" data-label="Text"> <p>免許を有しない従事者の場合は、講習を受けた年月日と講習実施機関を記入します。</p> </div>		

様式2 市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証

19第 号

市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく
捕獲従事者証

市町村長 印

住 所	市町村 1番地
氏 名	
目 的	ヌートリア（アライグマ）の捕獲
捕獲区域	市町村 地区
捕獲期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
捕獲方法	「箱わな」による捕獲
備 考	

捕獲場所		捕獲年月日	番号	捕獲個体の情報（個体ごとに記載）	特記事項 （使用した餌など）
所在地	地目等				
		平成 年 月 日	1	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			2	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			3	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			4	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			5	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			6	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			7	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			8	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			9	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			10	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	

- 依頼事項
- 1 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入してください。
「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入してください。
 - 2 捕獲個体の頭胴長（頭先の先から尻までの長さ（シッポは除く））を記入してください。
（捕獲奨励金に係る確認とあわせて、メジャーを当てた写真を撮るなどの工夫を検討ください。）
 - 3 「特記事項」は、使用した餌を記入してください。
また、捕獲用具として アライグマ エッグトラップ を使用した場合は、この欄に記入してください。

様式 4

市町村ヌートリア（アライグマ）目撃情報等とりまとめ表

番号	目撃等の日時 (情報入手日)	区分 (印)	頭数 (頭)	場 所		目撃等の状況メモ	被害の有無 (有の場合は内容)	備 考 (捕獲の根拠: 印)
				所在地	地目等			
1	年 月 日 時頃 (. .)	目撃 捕獲						防除実施計画・ 有害捕獲・狩猟
2	年 月 日 時頃 (. .)	目撃 捕獲						
3	年 月 日 時頃 (. .)	目撃 捕獲						
4	年 月 日 時頃 (. .)	目撃 捕獲						
5	年 月 日 時頃 (. .)	目撃 捕獲						

捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入する。

「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入する。

目撃には、ロードキル(動物が道路上で車に轢かれること)を含む。

地図(市町村の管内図等)に、目撃又は捕獲位置を本表の番号で記入する。

(参考) 各様式について

様式1 捕獲従事者台帳

市町村が整備する台帳で、捕獲のエリアごとに従事者氏名、狩猟免許番号等を記載するものです。

様式2 捕獲従事者証

捕獲従事者に交付する従事者証で、従事者ごとに作成します。

捕獲従事者は、捕獲期間終了後、2週間以内に発行市町村に返納します。

様式3 ノートリア・アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者が記載する捕獲の記録で、捕獲後、市町村に随時提出するものです。

また市町村は、四半期ごとにまとめたものを県総合事務所(局 課)に情報提供します。

様式4 ノートリア・アライグマ目撃情報等とりまとめ表

市町村民や捕獲者等からの情報提供・報告に基づき、市町村が作成するとりまとめ表です。

また、四半期ごとにまとめたものを県総合事務所(局 課)に情報提供します。

資料4 防除に係る支援措置

1 鳥獣被害総合対策事業（単県）

ヌートリア・アライグマ防除関連のみ抜粋

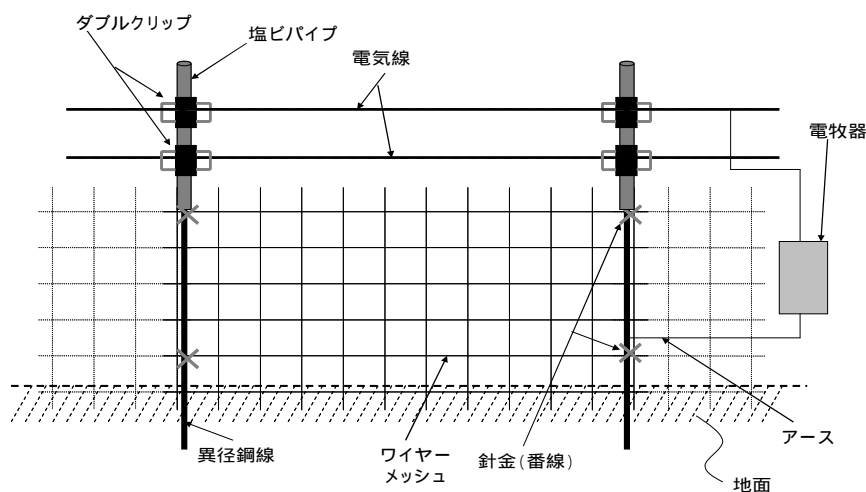
区分		事業内容	摘要
対象	侵入を防ぐ対策	侵入防止柵等の設置	有害鳥獣の侵入防止に係る施設の購入経費 当該施設に使用する資材を含む。 設置に係る人件費を除く。
		侵入防止柵設置等に係る作業の支援受入れ	柵の設置・補修等の作業に係るボランティアの支援受入れに要する経費 交通費、食糧費、保険料等
事業	個体数を減らす対策	捕獲用具等の設置（箱わな等）	有害鳥獣の捕獲に係る用具等の購入経費 当該施設に使用する資材を含む。
		有害鳥獣の捕獲	捕獲班員の人件費 捕獲用具・施設の維持管理を含む。
		捕獲班員の育成支援	捕獲班員を育成確保するための狩猟免許の新規取得及び狩猟者登録に要する経費 狩猟税・登録手数料を除く。
		捕獲奨励金の交付 事業主体は市町村	ヌートリア：1頭当たり上限額 3千円 アライグマ： " 1万円
事業主体		市町村 農協等（農業協同組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、その他農業者等で組織する団体、認定農業者）	
補助率		市町村が事業主体の場合 （県）1/2 （市町村の負担）1/2 農協等が事業主体の場合 （県）1/3 （市町村）1/3 （農協等の負担）1/3	

2 鳥獣害防止総合対策事業（国庫）

ヌートリア・アライグマ防除関連のみ抜粋

区分	事業内容	摘要
ソフト事業	箱わな等の捕獲器材の導入、 狩猟免許講習会への参加など	1市町村当たり200万円を上限
ハード事業	侵入防止柵設置等の被害防止 施設の整備	受益農家が3戸以上であること 1件当たりの取得価格が50万円 以上であること
事業主体	地域協議会（市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成）	
交付率	ソフト事業 （国）定額 ハード事業 （国）1/2	

(参考) アライグマ侵入防止柵「シシ垣くん(猪・熊タイプ)」



シシ垣くんの構造(猪・熊タイプ)



シシ垣くんの設置例(猪・熊タイプ)

【柵設置上の留意事項等】

- ・アライグマはよじ登れるので、金網やワイヤーメッシュ等だけでは効果がない。
- ・「シシ垣くん」の場合、ワイヤーメッシュ柵等の上部に電気柵を設置するため、アライグマの侵入を防止できる。また、電気線が上部に位置するため、草が電気線に触れる可能性が低くなり、草刈りを省力化できる。
- ・アライグマは小さな隙間からも侵入できるので、金網やワイヤーメッシュは、目合いが狭いもの(5~7.5cm以下)を選択する。
目合いの大きなワイヤーメッシュ(15cmや10cmのもの)は2枚をずらして重ねることで、アライグマのすり抜けを防ぐことができる。
- ・電気線の配線間隔は、狭く設定する(5~7.5cm程度)。
- ・アライグマは木やワイヤー等を伝って柵の中に侵入する可能性があるため、柵の近くにある樹木やワイヤー等は除去する必要がある。